

ほくほくスマイルクラブ会則

(名称)

第1条 当クラブは「ほくほくスマイルクラブ」(以下「クラブ」と称する。

(目的)

第2条 クラブは、ほくほく線の利用促進を図り、鉄道を活用して沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 「会員」とは、前条の目的に賛同し、所定の手続きと会費の納入が完了し、クラブに登録された者をいう。

(会計年度)

第4条 クラブの会計年度は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。

(経費)

第5条 クラブの経費は会員が納入した会費その他の収入をもって充てる。

(事業)

第6条 クラブは次に掲げる事業を行う。

- (1)第2条に掲げる目的達成のための事業
- (2)第2条に掲げる目的達成に資する活動を行う者に対する支援
- (3)沿線住民のマイレール意識向上及び会員増加のための活動

(会員種別)

第7条 会員は次のとおり区分する。

名 称	対 象	備 考
(1)ほくほく会員	入会時及び更新時に中学生以上の者	
(2)にこにこ会員	入会時及び更新時に小学生以下の者	入会には保護者が一般会員として入会することが条件

2 クラブは会員の登録手続き等について、別途定める。

(会費)

第8条 会費は次のとおりとする。

- (1)ほくほく会員 一人 2,000 円
- (2)にこにこ会員 一人 1,000 円

(有効期間)

第9条 有効期間は次のとおりとする。

- (1)ほくほく会員、にこにこ会員
入会日の2年後の前月末まで

(特典)

第10条 会員はクラブが別途定める特典を受けることができる。

(退会)

第11条 ほくほく会員及びにこにこ会員は次のいずれかに該当する場合、クラブを退会したものとし、以後、会費の徴収及び特典の提供は行わない。なお、有効期間の途中で退会しても会費の返還は行われない。

- (1)更新手続きを行わずに会員の有効期間が経過した者。
- (2)クラブ事務局に対し退会の意思表示を行った者。
- (3)第12条の規定に該当し、会員資格を喪失した者。

(資格の喪失)

第12条 会員は次のいずれかに該当する場合は、ただちに資格を喪失する。

- (1)本会則に違反した場合。
- (2)クラブ及びほくほく線、北越急行株の名誉を著しく傷つける行為を行ったと事務局が判断した場合。

(会則の改正)

第13条 本会則は必要に応じて見直しを行い、変更内容は会員に周知する。

(事務局)

第14条 クラブの事務局は北越急行株式会社の社内に置く。

(その他)

第15条 本会則の他に、クラブ運営上必要な事項は別途定める。